

第 250 回広島県都市計画審議会議事録

- 1 日 時 令和 4 年 11 月 7 日 (月) 13 : 30 ~ 15 : 50
- 2 場 所 サテライトキャンパスひろしま 505 中講義室
(広島県民文化センター) (Web会議併用)
- 3 出席委員 別紙のとおり
- 4 議 題 等 都市計画決定案件 7 件
そのほかの付議案件 1 件
- 5 担当部署 広島県 土木建築局 都市計画課 施設計画グループ
(082) 513-4117 (ダイヤルイン)
- 6 議 事 録

目 次

1 開 会	1
2 議 事	2
(1) 第 1 号議案 広島圏都市計画区域の変更について	4
(2) 第 2 号議案 広島圏都市計画区域区分の変更について	4
(3) 第 3 号議案 備後圏都市計画区域の変更について	6
(4) 第 4 号議案 備後圏都市計画区域区分の変更について	7
(5) 第 5 号議案 東広島都市計画区域区分の変更について	9
(6) 第 6 号議案 宮島都市計画道路の変更について	15
(7) 第 7 号議案 庄原都市計画道路の変更について	18
(8) 第 8 号議案 産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物への用途変更および 増築について	23
3 閉 会	28

広島県土木建築局都市計画課

1 開 会

開会 13:30

○**司会** ただいまから、第 250 回広島県都市計画審議会を開催いたします。オンラインの皆様、聞こえておりますでしょうか。

委員の皆様には、ご多用のところご出席いただき、誠にありがとうございます。新型コロナウイルス等感染防止対策として、ウェブ会議の併用、会場の換気・消毒等の措置を講じての開催としております。委員の皆様におかれましては、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議資料について、ご確認をお願いいたします。本日お手元にお配りしておりますのは、次第、委員名簿、配席表、資料 1-1「第 1～5 号議案 スライド資料」、資料 1-2「第 4 号議案 意見書の要旨と意見書に対する事務局の考え方」、資料 1-3「第 5 号議案 意見書の要旨と意見書に対する事務局の考え方」、資料 2「第 6 号議案 スライド資料」、資料 3-1「第 7 号議案 スライド資料」、資料 3-2「第 7 号議案 意見書の要旨と意見書に対する事務局の考え方」、資料 4「第 8 号議案 スライド資料」をお配りしております。資料について不足等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に、前回の審議会以降に委員のご異動がございましたので、ご紹介いたします。恐れ入りますが、お手元の委員名簿をご覧ください。

審議会条例第 2 条第 1 項第 1 号「学識経験のある者」からの委員といたしまして、令和 4 年 10 月 7 日付で、広島商工会議所 高場敏雄副会頭にご就任いただいております。なお、本日は所用によりご欠席となっております。

続いて、第 2 号「関係行政機関の職員」からの委員といたしまして、令和 4 年 8 月 3 日付で森戸義貴 中国地方整備局長にご就任いただいております。本日は代理で高口様にご出席いただいております。

同じく、第 2 号「関係行政機関の職員」からの委員といたしまして、令和 4 年 7 月 26 日付で益田浩 中国運輸局長にご就任いただいております。本日は代理で岩成様にご出席いただいております。

同じく、第 2 号「関係行政機関の職員」からの委員といたしまして、令和 4 年 9 月 28 日付で森元良幸 広島県警察本部長にご就任いただいております。本日は代理で三原様にご出席いただいております。

○**三原代理委員** よろしくお願ひします。

○**司会** 続いて、第 4 号「県議会の議員」からの委員といたしまして、令和 4 年 6 月 13 日付で宮崎康則 県議会議員にご就任いただいております。

○**宮崎委員** 宮崎と申します。よろしくお願いいたします。

○**司会** 続いて、第 5 号「市町の議会の議長を代表する者」からの委員といたしまして、令和 4 年 10 月 27 日付で梶川三樹夫 府中町議会議長にご就任いただいております。

○**梶川委員** 梶川でございます。よろしくお願いいたします。

○**司会** また、名簿のお名前の右側に「オンライン出席」と示した 4 名の委員の皆様には、本日はウェブ会議システムを通じてご出席いただいております。

回線状況等により、音声聞き取りにくい場合などには、進行を調整させていただく場合がございます。そのほか、マイクの消毒等により、通常の進行よりもお待たせすることもあるかと思いますが、何とぞご理解をいただきますよう、お願い申し上げます。

本日の会議時間は約3時間を予定しております。それでは、これからの議事は、審議会運営規程第5条により、会長が「会議の議長」となっておりますことから、藤原会長、よろしく願いいたします。お願いいたします。

○**藤原会長** 皆様、こんにちは。どうぞよろしくお願い申し上げます。この審議会も現地とオンラインの併用開催が、もうすっかり定着しており、今日もオンラインの先生方も含めて、多くの方々にお集まりいただきました。お手元の次第にありますように、今日は議題も多いので、早速始めさせていただきたいと思います。

本日の出席委員でございますが、この会場に11名、オンラインでのご出席が5名ですので、合計で16名となります。2分の1以上の出席となっておりますので、審議会条例第5条によりまして、この会は有効に成立します。

このことより、第250回広島県都市計画審議会を開会いたします。まず、議事録署名委員を指名いたします。

今回は、杉原委員、田川委員、お二方をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

オンラインの方、私の声、聞こえていますでしょうか。それでは、早速ですが議事次第に沿って、進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、付議案件が8件ございます。第1号議案から第7号議案につきましては、都市計画の変更に関する議案、第8号議案につきましては、建築基準法第51条ただし書による敷地位置の決定に関する議案でございます。また、第1号議案から第5号議案につきましては関連した付議案件となっておりますので、一括で説明をいただきます。

それでは、第1号議案から第5号議案につきまして事務局から説明をお願いいたします。

2 議 事

○**事務局(広島県)** 都市計画課長の廣中(ひろなか)です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

では、第1号議案から第5号議案について、ご説明いたします。本議案は、県内にある3つの都市計画区域につきまして、区域の変更及び区域区分の変更を行うものでございます。前方のスライドでご説明いたします。なお、お手元の配布資料では、資料1-1となります。説明時間は、約40分を予定しております。

なお、第2号議案の広島圏都市計画区域区分の変更のうち、広島市域分につきましては、政令市である広島市の決定案件となりますので、広島市域分の具体的な変更箇所の説明は割愛させていただきます。

また、第1号議案から第5号議案までは関連する内容でございますので、共通する

部分について、冒頭で説明した上で、それぞれの議案に係る詳細の内容等についてご説明いたします。

まず、第 1、3 号議案は都市計画区域の変更でございます。都市計画法第 5 条に基づき、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域について、都市計画区域を拡大するものでございます。都市計画区域とは、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという、都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法と建築基準法等の法令の適用を受ける土地の区域の範囲として県が指定するものです。今回は、「広島圏都市計画区域」及び「備後圏都市計画区域」において、区域区分の変更と併せて、都市計画区域の変更を行います。

続いて、第 2、4、5 号議案は区域区分の変更でございます。令和 3 年 3 月に県が策定しました「都市計画区域マスタープラン」に基づき変更するものでございます。都市計画区域マスタープランにおいて、広域的観点から見た将来像を示し、この将来像の実現に向けて、土地利用計画など、個別の都市計画を決定しております。なお、都市計画区域マスタープランの策定に当たりましては、第 247 回都市計画審議会にて諮問、答申を受けて、令和 3 年 3 月に策定しております。

続いて、都市計画区域マスタープランでの都市の目指すべき将来像についてご説明いたします。イメージ図で示しておりますとおり、本県における都市の目指すべき将来像として、「コンパクト+ネットワーク型の都市」や「安全・安心に暮らせる都市」などを掲げており、これらの都市の実現に向けて、都市の発展の動向や、人口及び産業の将来見通し等を勘案し、区域区分の変更を行うこととしております。

続いて、区域区分についてご説明いたします。区域区分とは、都市計画区域内での無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、「市街化区域」と「市街化調整区域」との区分を定めるものでございます。「市街化区域」は、道路や下水道などの公共施設の整備を優先的に進め、計画的に良好な市街地形成を図る区域でございます。「市街化調整区域」は、農地などの保全を優先し、市街化を抑制する区域でございます。「特定保留区域」は、計画的な市街地整備の実施の見通しがあり、市街化区域とすることが妥当とされる地区のうち、市街地の形成に相当期間を要するなど、市街化区域への編入要件が整っていない地区を位置付け、編入要件が整った時点で市街化区域に編入します。

続いて、区域区分を有する都市計画区域についてご説明いたします。本県では、3 つの区域区分を有する都市計画区域、いわゆる線引き都市計画区域があり、赤色で示しております、4 市 4 町で構成する「広島圏都市計画区域」と、青色で示しております、4 市で構成する「備後圏都市計画区域」と、黄色で示しております、東広島市のみの「東広島都市計画区域」がございます。今回は、この 3 つの線引き都市計画区域について、区域区分の変更を行うものでございます。

続いて、区域区分見直しの基本的な考え方についてご説明いたします。市街化区域の規模は、都市計画区域マスタープランの目標年次である、令和 12 年度における市街化区域の規模を上限とします。市街化区域への編入に当たっては、計画的な市街地の整備が必要かつ確実なことなどの条件を満たす土地を対象として行います。市街化調整区域への編入に当たっては、山林や農地などの今後市街地形成が見込ま

れない土地等を対象にして行います。なお、特定保留区域については、先ほどもご説明しましたとおり、現時点で市街化区域への編入要件が整っていない地区を位置付け、編入要件が整った時点で市街化区域に編入します。

続いて、都市計画区域マスタープランで示す市街化区域の規模について、ご説明いたします。それぞれの圏域について、人口や産業の将来予測に基づき、令和 12 年の市街化区域の規模を設定しております。広島圏都市計画区域では、基準年次である平成 27 年の市街化区域面積が 24,757 ヘクタールで、目標年次である令和 12 年の市街化区域の規模を概ね 25,270 ヘクタールとしております。基準年次の平成 27 年以降に、既に 108 ヘクタールを市街化区域に編入していることから、残りの保留フレームは 405 ヘクタールとなり、これを上限として、市街化区域への編入等を行うこととなります。同様に、備後圏都市計画区域の保留フレームが 792 ヘクタール、東広島都市計画区域の保留フレームが 564 ヘクタールとなっております。

これ以降は、それぞれの都市計画区域ごとに、具体的な変更内容等についてご説明いたします。

(1) 第 1 号議案 広島圏都市計画区域の変更について

○事務局(広島県) まず、第 1 号議案の広島圏都市計画区域の変更についてです。

広島圏都市計画区域の状況について、ご説明いたします。黒線で示した範囲が「都市計画区域」で、広島市をはじめ 4 市 4 町により構成されております。

続いて、これまでの見直しの経緯について、ご説明いたします。広島圏都市計画区域は、昭和 46 年に当初決定し、その後、平成 16 年まで 4 回にわたって、変更を行っております。今回は第 5 回の変更となり、本年 12 月に都市計画区域の変更公告を行う予定としております。今回の変更内容は、都市計画区域を指定する地区として、1 地区、約 91.7 ヘクタールの区域を新たに都市計画区域に指定します。

今回、新たに都市計画区域を指定するのは、広島市安佐北区に位置する桐陽台地区になります。

都市計画区域を拡大する箇所の詳細と変更理由をご説明いたします。桐陽台地区は、平成 3 年に完成した住宅団地で、市街化区域への編入要件を満たし、公共下水への接続がされるなど、既に市街地が形成されております。都市計画制度における区域区分や用途地域等により、既存市街地の良好な環境を保全するため、新たに都市計画区域に編入するものでございます。なお、区域区分の設定については、広島市による決定となります。以上で、第 1 号議案の説明を終わらせていただきます。

(2) 第 2 号議案 広島圏都市計画区域区分の変更について

○事務局(広島県) 続いて、第 2 号議案の広島圏都市計画区域区分の変更について、ご説明いたします。

まず、広島圏都市計画区域の現在の区域区分の状況について、ご説明します。黒線で示した範囲が「都市計画区域」で、その中の赤色で示した範囲が「市街化区域」、その外側が「市街化調整区域」でございます。

続いて、これまでの定期見直しの経緯について、ご説明します。区域区分の定期

見直しとは、都市計画区域マスタープランの改定に合わせて定期的に行う見直しで、都市計画区域マスタープランに示す市街化区域の規模等に基づいて見直しを行います。広島圏都市計画区域の区域区分は、昭和48年に当初決定し、その後、平成24年まで5回にわたって、定期見直しを行っております。今回は第6回の定期見直しとなり、本年12月に区域区分の変更告示を行う予定としております。

続いて、今回の見直し概要について、ご説明します。新たに市街化区域を定める箇所が、1地区の約62.4ヘクタール、市街化調整区域から市街化区域に編入する箇所が、12地区の約70.0ヘクタール、特定保留区域が、2地区の約105.3ヘクタール、市街化区域から市街化調整区域に編入する箇所が、12地区の約5.6ヘクタールでございます。これにより、変更後の市街化区域面積は、約24,992ヘクタールとなります。なお、変更後の市街化区域の面積は、都市計画区域マスタープランにおいて定める市街化区域の規模である、25,270ヘクタール以内となっております。

続いて、今回の見直し箇所図でございます。赤色の枠で囲った部分が市街化区域への編入、黒色の枠で囲った部分が市街化調整区域への編入、青色の枠で囲った部分が特定保留区域を示しております。

このうち、黒塗りをした範囲は、広島市の変更箇所となります。広島市域での区域区分の変更については、広島市が決定権者となるため、これらの地区の変更について、広島市都市計画審議会に諮られており、「異議なし」との報告を受けております。今回の見直しにおいて、広島県で変更を行うのは、廿日市市4地区、熊野町3地区、呉市5地区となりますので、順にご説明いたします。

まず、廿日市市の市街化区域への編入箇所一覧でございます。対象箇所は、3地区、約1.2ヘクタールになります。具体的な箇所については箇所図で説明いたします。

市街化区域への編入箇所図でございます。

「宮島口一丁目地区」は、公有水面埋立事業により造成され、写真に示すとおり令和2年2月に、宮島口の旅客ターミナルとして供用を開始されている箇所です。

「丸石五丁目地区」、「大野字鳴川地区」は、隣接した道路の形状に合わせて区域区分を変更する箇所です。

続いて、廿日市市の特定保留区域一覧でございます。対象箇所は1地区、約62.9ヘクタールになります。

特定保留区域の箇所図でございます。

「上平良字広池外地区」は、山陽自動車道と西広島バイパスに隣接しており、図に示すとおり、新機能都市開発事業として、土地区画整理事業による工業施設や観光交流施設の開発が予定されておりますが、事業が具体化し、市街地形成が確実となるまで、市街化区域への編入を保留いたします。

続いて、熊野町の市街化区域への編入箇所一覧でございます。対象箇所は2地区、約0.6ヘクタールになります。

市街化区域への編入箇所図でございます。

「初神地区」は、写真で示すとおり、令和3年6月に開所した熊野東防災交流センターが立地している箇所です。

「新宮地区」は、隣接する土地と一体的に、建設会社が建築資材倉庫としての活

用を計画している箇所となります。

続いて、熊野町の市街化調整区域への編入箇所一覧でございます。対象箇所は、1地区、約0.5ヘクタールになります。

市街化調整区域への編入箇所図でございます。

「萩原二丁目地区」は、現状が農地であり、市街地の形成が見込まれないため、市街化調整区域へ編入いたします。

続いて、呉市の市街化区域への編入箇所一覧でございます。対象箇所は、2地区、約1.6ヘクタールになります。

市街化区域への編入箇所図でございます。

「焼山北2丁目地区」は、既存の住宅団地に隣接して開発された住宅が立地している箇所です。

「神山3丁目地区」は、既存の住宅団地に隣接して、新たに住宅団地の開発が計画されている箇所となります。

続いて、呉市の市街化調整区域への編入箇所一覧でございます。対象箇所は、3地区、約1.8ヘクタールになります。

市街化調整区域への編入箇所図でございます。

「阿賀南8丁目地区」、「吉浦宮花町地区」、「警固屋6丁目地区」は、土砂災害特別警戒区域を含む農地などであり、市街地の形成が見込まれないため、市街化調整区域へ編入します。以上で、第2号議案の説明を終わらせていただきます。

(3) 第3号議案 備後圏都市計画区域の変更について

○事務局(広島県) 続いて、第3号議案の備後圏都市計画区域の変更についてご説明いたします。

まず、備後圏都市計画区域の状況について、ご説明します。黒線で示した範囲が「都市計画区域」で、三原、尾道、福山、府中市の4市により構成されております。

続いて、これまでの見直しの経緯について、ご説明します。備後圏都市計画区域は、昭和48年に当初決定し、その後、平成24年まで3回にわたって、変更を行っております。今回は第4回の変更となり、本年12月に都市計画区域の変更公告を行う予定としております。今回の変更内容は、都市計画区域を指定する地区として、1地区、約2.2ヘクタールの区域を新たに都市計画区域に指定します。

今回、新たに都市計画区域を指定するのは、福山市に位置しており、既に開発済みである福山北産業団地第1期事業地区の北側に隣接している福山北産業団地第2期事業地区になります。

都市計画区域を拡大する箇所の詳細と変更理由をご説明いたします。今回拡大する範囲は、土地利用計画図に赤色で示している区域でございます。福山北産業団地第2期事業地区は、既存の産業団地に隣接することで、一体的な土地利用が可能となるとともに、既に整備された道路等の社会基盤を効率的に利用することができることから、一体の都市として総合的に整備、開発、保全するため、平成24年4月5日に都市計画区域に編入いたしました。しかしながら、開発許可制度運用指針の一部改正等に伴う事業計画の見直しにより、開発区域が一部拡大したため、この開発区

域に合わせて、新たに都市計画区域を拡大するものです。以上で、第3号議案の説明を終わらせていただきます。

(4)第4号議案 備後圏都市計画区域区分の変更について

○事務局(広島県) 続いて、第4号議案の備後圏都市計画区域区分の変更について、ご説明いたします。

まず、備後圏都市計画区域の現在の区域区分の状況について、ご説明いたします。黒線で示した範囲が「都市計画区域」で、その中の赤色で示した範囲が「市街化区域」、その外側が「市街化調整区域」でございます。

続いて、これまでの定期見直しの経緯について、ご説明いたします。備後圏都市計画区域の区域区分は、昭和48年に当初決定し、その後、平成24年まで5回にわたって、定期見直しを行っております。今回は第6回の定期見直しとなり、本年12月に区域区分の変更告示を行う予定としております。

続いて、今回の見直し概要について、ご説明します。市街化調整区域から市街化区域へ編入する箇所が、18地区、約12ヘクタール、市街化区域から市街化調整区域へ編入する箇所が、11地区、約11.2ヘクタール、特定保留区域が、5地区、約98.4ヘクタールでございます。これにより、変更後の市街化区域面積は、約14,214ヘクタールとなります。なお、変更後の市街化区域の面積は、都市計画区域マスタープランにおいて定める市街化区域の規模である、約15,005ヘクタール以内となっております。

続いて、今回の見直し箇所図でございます。赤色の枠で囲った部分が市街化区域への編入、黒色の枠で囲った部分が市街化調整区域への編入、青色の枠で囲った部分が特定保留区域を示しております。今回の見直し箇所は、三原市9地区、尾道市6地区、福山市19地区となりますので、順にご説明いたします。

まず、三原市の市街化調整区域への編入箇所一覧でございます。対象箇所は、7地区、約6.7ヘクタールになります。具体的な箇所については箇所図で説明いたします。市街化調整区域への編入箇所図でございます。

「中之町7丁目地区」「頼兼1丁目地区」は、現状が農地であり、市街地の形成が見込まれないため、市街化調整区域へ編入いたします。

「糸崎1地区」など5地区は、三原バイパスが整備されたことにより、市街地の形成が見込まれないため、市街化調整区域へ編入いたします。

続いて、三原市の特定保留区域一覧でございます。対象箇所は、2地区、約28.2ヘクタールになります。

特定保留区域の箇所図でございます。

「松浜地区」は、緑地や交流厚生用地を整備するとともに、プレジャーボート保管施設を整備することとしております。

「貝野地区」は、機械類等の外貿・内貿貨物を取扱う公共ふ頭及び三原市域における住工混在の解消を図るための工業用地として整備することとしております。これらの地区は、尾道糸崎港港湾整備事業として広島県が公有水面埋立事業を行っている地区であり、事業が完了し、地形地物が明確になり、市街地形成が確実となる

まで、市街化区域への編入を保留いたします。

続いて、尾道市の市街化区域編入箇所一覧でございます。対象箇所は、5 地区、約 1.1 ヘクタールになります。

市街化区域への編入箇所図でございます。

「福地町地区」「高須町大山田地区」「向東町地区」は、地区内の事業者による、作業場の増改築が計画されている箇所です。

「新高山三丁目地区」「美ノ郷町三成地区」は、公図を精査した結果、公図との不整合があったため、公図との整合性を図るため、軽易な変更を行う箇所となります。

続いて、尾道市の特定保留区域一覧でございます。対象区域は、1 地区、約 6.7 ヘクタールになります。

特定保留区域の箇所図でございます。

「高須町丁卯新涯地区」は、市の都市計画マスタープランにおいて、地区の特性に合わせ、業務流通施設等の工業系施設の誘導を図る地区として位置付けられている地区で、民間による福山市域の土地と一体的な開発が予定されており、事業が具体化し、市街地形成が確実となるまで、市街化区域への編入を保留いたします。

続いて、福山市の市街化区域編入箇所一覧でございます。対象箇所は、13 地区、約 10.9 ヘクタールになります。

市街化区域への編入箇所図でございます。

「沼隈町常石地区」など 6 地区は、公有水面埋立事業による整備箇所です。

「南松永町 7 丁目地区」は、満潮時に海没する未利用地で、隣接する事業者による造成工事によって、隣接する土地と一体的に運送業や製造業の土地利用を図る箇所です。

「神辺町川北地区」は、大規模開発で市役所支所、文化会館などが立地している箇所です。

「神辺町十九軒屋地区」は、既存の地区計画区域に隣接して、住宅、工場等が立地しており、既存の地区計画区域を拡大し、地区の特性に応じた良好な建築物等の誘導を行う箇所です。

「春日町浦上地区」「伊勢丘六丁目地区」は、既存の住宅団地に隣接して開発された住宅が立地している箇所です。

「加茂町地区」は、国道 182 号に隣接しており、店舗や住宅が立地している箇所です。

「今津町地区」は、隣接する道路の整備に合わせて区域区分を変更する箇所となります。

続いて、福山市の市街化調整区域への編入箇所一覧でございます。対象箇所は、4 地区、約 4.5 ヘクタールになります。

市街化調整区域への編入箇所図でございます。

「新市町相方地区」「幕山台三丁目地区」は、土砂災害特別警戒区域を含むのり面であり、市街地の形成が見込まれないため、市街化調整区域へ編入いたします。

「坪生町南三丁目地区」は、現状が農地であり、市街地の形成が見込まれないため、市街化調整区域へ編入します。

続いて、福山市の特定保留区域一覧でございます。対象箇所は、2地区、約63.5ヘクタールになります。

続いて、特定保留区域の箇所図でございます。

「北産業団地Ⅱ期地区」は、福山北産業団地第2期事業による工業団地の造成が行われており、事業が完了し、市街地形成が確実となるまで、市街化区域への編入を保留いたします。

「高西丁卯新涯地区」は、先ほどご説明した民間による尾道市域の土地と一体的な開発が予定されております地区で、事業が具体化し、市街地形成が確実となるまで、市街化区域への編入を保留いたします。以上で、第4号議案の説明を終わらせていただきます。

(5)第5号議案 東広島都市計画区域区分の変更について

○事務局(広島県) 続いて、第5号議案の東広島都市計画区域区分の変更について、ご説明いたします。

まず、東広島都市計画区域の現在の区域区分の状況について、ご説明いたします。黒線で示した範囲が「都市計画区域」で、その中の赤色で示した範囲が「市街化区域」、その外側が「市街化調整区域」でございます。

続いて、これまでの定期見直しの経緯について、ご説明いたします。東広島都市計画区域の区域区分は、昭和51年に当初決定し、その後、平成20年までに3回にわたって、定期見直しを行っております。今回は第4回の定期見直しとなり、本年12月に区域区分の変更告示を行う予定としております。

続いて、今回の見直し概要について、ご説明します。市街化調整区域から市街化区域に編入する箇所が、6地区、約13.1ヘクタール、特定保留区域が、2地区、約16.3ヘクタールでございます。なお、東広島都市計画区域では、市街化調整区域への編入箇所はございません。これにより、変更後の市街化区域面積は、約2,992ヘクタールとなります。なお、変更後の市街化区域の面積は、都市計画区域マスタープランにおいて定める市街化区域の規模である、約3,543ヘクタール以内となっております。

続いて、今回の見直し箇所図でございます。赤色の枠で囲った部分が市街化区域への編入、青色の枠で囲った部分が特定保留区域を示しております。今回見直しを行います、市街化区域に編入する6地区、特定保留区域に設定する2地区について、順にご説明いたします。

まず、市街化区域への編入箇所一覧でございます。対象箇所は、6地区、約13.1ヘクタールになります。具体的な箇所については箇所図で説明いたします。

市街化区域への編入箇所図でございます。

「道の駅地区」は、既に公的開発が行われ、写真で示しておりますとおり、今年7月に、「道の駅西条のん太の酒蔵」としてオープンしている箇所です。

「八本松飯田五丁目地区」は、川上小学校に隣接しており、小学校のグラウンド用地として整備する予定の箇所です。

「寺家力萬地区」は、商業施設の開発が計画されている箇所です。

「田口一ツ橋地区」は、田口研究団地に隣接しており、ガス供給用施設の開発が計画されている箇所です。

「助実原比地区」は、国道 375 号沿いに位置しており、商業施設の開発が計画されている箇所です。

「原地区」は、ダイキョーニシカワ八本松工場に隣接しており、既存工場の拡張が計画されている箇所です。

続いて、特定保留区域一覧でございます。対象箇所は、2 地区、約 16.3 ヘクタールになります。

特定保留区域の箇所図でございます。

「吉川工業団地北地区」は、吉川工業団地に隣接しており、団地内の工場の拡張が計画されている箇所、「寺家板橋地区」は、今回市街化区域に編入する「道の駅地区」の道路を挟んで西側に位置しており、商業施設の開発が計画されている箇所でございます。これらの地区は事業が具体化し、市街地形成が確実となるまで、市街化区域への編入を保留いたします。以上が、第 1～5 号議案の具体的変更内容等の説明でございます。

第 2、4、5 号議案に係る案につきましては、都市計画法第 17 条に基づき、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供しなければならないこととされていることから、令和 4 年 9 月 15 日から 29 日まで 2 週間の縦覧に供しましたところ、備後圏都市計画区域区分の変更に係る意見書が 1 通、東広島都市計画区域区分の変更に係る意見書が 1 通、計 2 通の意見書の提出がございました。順に、意見書の要旨と事務局の考え方についてご説明します。

まず、備後圏都市計画区域区分の変更に係る意見書につきましては、お手元の資料 1-2 の「意見書の要旨及び意見書に対する事務局の考え方」により説明いたしますので、資料を対比しながらご覧ください。

また、意見書に添付のありました地図を、前方のスライドに投影しておりますので、併せてご覧ください。

市街化区域編入に関する意見としましては、事業を行っている街区は、街区中心辺りで斜めに線引きされている。線引きは、街区単位で格子状に線引きされるのが通例として認識しているが、斜めに線引きされているため、この街区内で建築しようとする三角の建築等になることが懸念され、整然としない町並みとなるのではないか。次に理由を挙げ市街化区域に編入されることを要望する。1 点目として、この街区内に田畑等の農地が存在しない。2 点目として、この街区内に農業従事者がいない。3 点目として、幹線沿いである。4 点目として、隣の市街化区域に比べ、前面道路が広い。5 点目として、公共下水が供用開始されている。6 点目として、斜めに線引きしなければならない合理的理由がない。

このご意見に対する事務局の考え方としまして、当該街区は、区域区分の設定当時、街区内の鉄道敷きを境界としていたことから、市街化区域と市街化調整区域が混在していました。現在、鉄道は当該街区外に振り替わったことにより、街区内には存在していない状況です。今回の当該街区内の市街化調整区域から市街化区域への編入要望については、当該街区や隣接する市街化調整区域の地権者の合意形成な

どに時間を要することから、この度の変更には含めることができません。今後、変更素案の提案を行う福山市において、当該街区や隣接する市街化調整区域の土地利用の動向や地権者の合意形成の状況などを踏まえ、市街化区域への編入に向けて検討してまいります。

以上が、備後圏都市計画区域区分の変更に係る意見書に対する事務局の考え方でございます。

続いて、東広島都市計画区域区分の変更に係る意見書につきましては、お手元の資料 1-3 の「意見書の要旨及び意見書に対する事務局の考え方」により説明いたしますので、資料を対比しながらご覧ください。

また、意見書に添付のありました地図を、前方のスライドに投影しておりますので、併せてご覧ください。

東広島市八本松西地区に関する意見としまして、市街化区域内に所有している土地について、次の 3 点を踏まえて、市街化調整区域にしてほしい、という意見がございました。1 点目として、区域区分の境界が、山や川、道など、客観的な境界ではなく、「丁目」や自治会の「班」でもなく、所有している田の畔が境界となっており、どうして、その田が境界となっているのか、という点、2 点目として、隣接している宅地は市街化調整区域であり、不公平である、という点、3 点目として、所有している宅地は国道から 30 メートル以内に一部の土地が食い込んでいるため市街化区域となっているが、数十メートル離れたところにある同様の宅地は市街化調整区域であり、不公平である、という点でございます。

この意見に対する事務局の考え方としましては、市街化区域及び市街化調整区域の境界については、都市計画法施行令第 8 条第 1 項第 3 号において、「原則として、鉄道その他の施設、河川、海岸、崖その他の地形、地物等土地の範囲を明示するのに適当なものにより定めることとし、これにより難しい場合には、町界、字界等によること」とされており、ご意見のありました境界については、同施行令での「町界、字界等」に当たる「地番界」により設定しております。市街化区域の設定に当たっては、既成市街地やこれに接続した区域、市街化の進行している区域など、当時の土地利用状況や建物の連たん等を勘案して市街化区域に設定していることから、設定当時から現時点までの土地利用等の変化に伴い、周辺の宅地との指定状況に違いが生じているものと考えております。今回の区域区分の見直しに当たり、市街化調整区域に編入する場合は、「市街地の形成が見込めない土地の区域」等を対象にすることとしておりますが、対象の土地は、現在においても宅地として都市的土地利用がされているとともに、令和 4 年度から下水道整備に着手することとしていることから、市街化調整区域に編入しないことが妥当であると考えており、変更素案の提案を行う東広島市も同様の意見であることを確認しております。なお、対象の土地を含む周辺地域について、今後の宅地化の進行状況など、土地利用の変化を考慮しながら、東広島市と連携し、区域区分の変更を検討することとしております。

以上が、東広島都市計画区域区分の変更に係る意見書に対する事務局の考え方でございます。なお、第 1 号議案から第 5 号議案に係る案に関して、関係市町から異存のない旨の回答をいただいております。

以上で、第1号議案から第5号議案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**藤原会長** ありがとうございます。第1号議案から第5号議案まで一括でご説明いただきました。審議につきましてはそれぞれの圏域ごとに分けて審議していただきたいと思います。

まず第1号議案、第2号議案についての審議をお願いします。

資料で言いますと、資料1-1スライドの1ページ目から32ページ目が第1号議案、第2号議案の対象となります。

質疑応答の方法ですが、まず会場の方々からのご意見を頂戴したいと思います。その後、オンラインでのご出席の方々のご意見を頂戴いたします。

それでは、この会場で何かご質問、ご意見等ございましたら、挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

それではオンラインで参加の方々、第1号議案、第2号議案につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○**太田委員** ありがとうございます。熊野町と呉市ですが、市街化区域から市街化調整区域への編入ということで、理由は、例えば農地利用とか土砂災害警戒区域に入っていることや、法面など、それは理解できていますが、ただ全体の理由は、市街地の形成が見込まれないということで、概ねまとめられていました。

なので、市街化区域に設定されていたものが市街化調整区域に編入となる理由が市街地の形成が見込まれないというのが理解できません。

ほかにも特定保留区域というものあり、例えば工場建設の開発が今後見込まれるため、市街地の形成が確実になったら市街化区域に編入するというようなことでした。

あらかじめ市街化区域になっていたものが市街化調整区域へ編入になるということが、どういう経緯だったのか教えてください。

○**事務局(広島県)** 今回、市街化区域から市街化調整区域に編入する箇所は、先ほどご説明させてもらったとおり、将来にわたって市街化の見込みがないということです。個々に説明させていただくと、例えば熊野町の萩原二丁目地区は、現在、田畑として利用されており、将来にわたって宅地化される予定がなく、地権者からも、そうした要望を受けているため、それを踏まえて今回市街化調整区域に編入するというものでございます。

萩原二丁目は、現在、田畑利用しており、将来にわたって田畑利用する見込みがあるため、市街化する見込みがないことから、この度市街化調整区域に編入するものでございます。

呉市阿賀南8丁目地区も、土砂災害特別警戒区域を含む土地であり、土地利用の予定もなく危険なので、地元要望も踏まえて市街化調整区域に編入することとしています。

同様に警固屋6丁目地区では、急傾斜地崩壊対策事業のところがあり、いずれも利用の仕方というのはありますが、将来にわたって市街化する見込みがないため、こ

の度市街化調整区域に編入するものでございます。

○**太田委員** ありがとうございます。地権者さんの要望というのは、この見直しに際しての手續の一環でお聞きになるということですか。先ほどの話だと熊野町の農地で要望が出ているということですか。

○**事務局(広島県)** いずれも今回は定期見直しということで、10年単位ぐらいの間隔で実施していますが、要望等が出ていることを市町も把握しており、実際に市街化する予定が考えられないことから、市街化調整区域に編入することといたしました。

○**太田委員** 分かりました。どうもありがとうございました。

○**藤原会長** ありがとうございます。オンラインの方、よろしいでしょうか。

まず第1号議案、第2号議案につきまして意見がないようですが、原案どおりということで決してよろしいでしょうか。第1号議案から第2号議案につきましては原案どおりとさせていただきます。

続きまして第3号議案、第4号議案の審議に移ります。32ページから56ページが対象となります。また、資料1-2の意見書の要旨と意見書に対する事務局の考え方についても、ご説明いただきましたので審議対象といたします。

まずこの会場で、第3号議案、第4号議案につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

それではオンラインでご参加の方お伺いいたします。第3号議案、第4号議案につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、特にならぬようでございますので、第3号議案、第4号議案につきましては原案どおり決してよろしいでしょうか。第3号議案、第4号議案につきましては原案どおりといたします。

続きまして第5号議案についての審議に移ります。57ページから66ページが審議対象となります。また資料1-3でご説明いただきましたとおり、意見書の要旨及び意見書に対する事務局の考え方、こちらも対象となります。

それでは、まず、この会場の皆様、第5号議案につきまして、何かご質問、ご意見等ありましたら挙手をお願いいたします。

○**村田委員** スライド番号の63の道の駅地区のところですが、議案の付図の85ページですが、真ん中辺りのところは、ため池か何かがあるのでしょうか。地図の見方が分からなかったのを教えていただきたいです。

○**事務局(広島県)** 議案の付図に掲載している地図では、従前の土地利用となっており、言われているとおり「W」という表記がございますので、池があったところを、周辺の丘陵地も含めて開発して道の駅として整備しております。

○**村田委員** 埋立てということですね。

○**事務局(広島県)** そこを全部造成して、平地に整備しております。

○**村田委員** 分かりました。ありがとうございます。

○**藤原会長** そのほかにいかがでしょうか。

この会場ではないようですので、続きましてオンラインで参加の皆様、ご意見等

ございましたら挙手をお願いいたします。

○**杉原委員** 今回の第5号議案だけではないですけど、第1号議案から第5号議案までで、市街化区域に入ったところの中に災害警戒区域も、多分含まれているのではないかなと思いますが、その辺りの情報を考慮しながら編入を決められたという、経緯を聞かせてください。

○**事務局(広島県)** 土砂災害特別警戒区域に指定した箇所が何カ所かございます。これには理由がございまして、広島県では、市街地縁辺部にある土砂災害特別警戒区域を市街化調整区域に編入する取組を進めており、それ以前から今回の区域区分におきまして市街化する見込みのない土地を市町と調整しながら進めてきております。市街化する見込みのない土地の中に、土砂災害特別警戒区域に指定されている土地もあるということでございます。

すみません、質問の意味が事務局の中で一致していないので再度お聞きしてもよろしいでしょうか。

○**杉原委員** 新たに市街化区域に組み込まれた地域で、災害警戒区域に入っているところもあるのではないかなということ、どの程度かお伺いしました。

○**事務局(広島県)** 今回の市街化区域に編入する中に、土砂災害特別警戒区域などの区域が含まれているかというご質問と考えてよろしいでしょうか。

○**杉原委員** はい、そうです。

○**事務局(広島県)** 失礼しました。土砂災害特別警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域など災害危険があるところについては今回の市街化区域に編入していません。

○**杉原委員** 分かりました。どうもありがとうございます。

○**藤原会長** オンラインの参加の方、いかがでしょうか。

会場にいらっしゃる方、オンラインで参加の方々からは特に異義はございませんでした。第5号議案につきまして、原案どおり決してよろしいでしょうか。異義はございませんので、本議案につきましてもご了承していただいたものといたします。

太田委員からいただきましたように、現行の都市計画法が昭和40年ぐらいにできた開発法です。物を造っていく時代に立てた開発を、いかに規制していくかという法律が元々ベースにあって、人口減少とか、あるいは土砂災害等が頻繁に起きるということで、立地適正化計画のようなことも出てきて、この法律を作った当時からいって、社会の情勢が変わってきているところがあります。太田委員の発言のように、言葉を取り上げると、結構、論理矛盾が起きるような意味合いを感じるころもありますが、そこは私も国に対して時々、意見を申し上げたこともありましたが、なかなか時間をかけながら調整をさせていただいている途中であり、現行の法律の中では今日のような表現が精いっぱいというように理解をしております。

それから、最後にいただきました杉原委員のコメントも大変重要で、現在、市街化区域でレッドとかイエロー指定されるようなところがあるのかなのか、あった場合にどうするんだということも、昨今の大きな議論になりつつあるところであり、現行法で矛盾のないかたちで、今回は整理をさせていただいているということでございますので、ご容赦いただけたらと思います。

それでは、第1号議案から第5号議案につきましては、以上で審議を終わらせてい

ただきたいと思います。ありがとうございました。

○**藤原会長** それでは、いったんここで5分間の休憩を取らせていただきたいと思います。

14時40分に再開をさせていただきたいと思います。オンラインでの参加の皆さんも、どうぞよろしくお願いたします。

○**藤原会長** それでは皆様、会議を再開いたします。第6号議案に入ります前に、先ほどの、ご質問いただきました質疑の応答について、正確を期するところがありますので、事務局からご説明いただきたいと思います。

○**事務局(広島県)** 先ほど杉原委員から、市街化区域に編入した土地の中に土砂災害特別警戒区域とか含まれていますかという質問があり、含まれていないとお答えしておりますが、正確に言いますと土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンは含まれておりません。しかしながら、いわゆるイエローゾーンといわれる土砂災害警戒区域については含まれております。確認のためにも説明させていただきました。

○**藤原会長** よろしいですか。イエローとレッドの取扱いは、皆さんご存じですかね。

○**事務局(広島県)** いわゆるレッドゾーンは、土砂災害が実際に起きたときに、土石が実際にそこに出てくるということで、かなり破壊力があることから、家が壊れる可能性がある危険な区域であります。イエローゾーンは、土砂災害により土砂が到達するエリアであり、警戒態勢をしっかりと整備して、早期避難ができるように取組を進めております。レッドゾーンは、危険なところであり、人が住まないよう、開発はできるだけ厳格にやっていくかたちで取り組んでおります。

○**城戸委員** 呉の警固屋6丁目ですが、入っていないんですか。イエローに指定されているのでは。

○**事務局(広島県)** 警固屋6丁目は急傾斜地とかになっておりまして、警固屋6丁目は市街化調整区域になります。

○**城戸委員** そこがイエローかレッドに指定されている場所じゃないんですか。

○**事務局(広島県)** そうです。こちらが説明させてもらったのは、市街化区域に編入する箇所につきましては、レッドはありません。市街化調整区域になるものは、あつたりいたします。

○**城戸委員** 分かりました。ありがとうございました。

○**藤原会長** ありがとうございます。複雑なところがありますけれども、人々の安全・安心を維持するという精神で指定等しておりますので、それに則した措置だどご理解いただけられたらと思います。

(6)第6号議案 宮島都市計画道路の変更について

○**藤原会長** それでは、引き続きまして第6号議案に移りたいと思います。まず事務局からご説明を頂戴したいと思います。お願いたします。

○事務局(広島県) それでは、第 6 号議案、宮島都市計画道路の変更についてご説明いたします。本議案は、廿日市市宮島町にある宮島都市計画区域内の都市計画道路を変更するものです。

前方のスライドにてご説明いたします。

なお、お手元の配布資料では、資料 2 となります。説明時間は、約 10 分を予定しています。

スライド 1 をご覧ください。

宮島都市計画区域について、ご説明いたします。

宮島都市計画区域は、廿日市市宮島町の非線引き都市計画区域です。

都市計画変更を行う道路についてご説明いたします。

厳島駅濱之町線は、宮島棧橋から厳島神社を結ぶ都市計画道路です。

昭和 16 年に都市計画決定され、一部区間を整備後、未整備区間が残っており、長期未着手路線となっております。そのため、見直しを行い、未整備区間を廃止するものです。

都市計画決定の経緯についてご説明いたします。

厳島駅濱之町線は、昭和 16 年に、満州事変後、戦勝祈願による厳島神社への参拝者が激増したことを理由に、道路幅員拡張のため、厳島駅幸町線として、都市計画決定されました。

その後の都市計画変更はなく、右側の図にありますとおり、昭和 43 年に北側の一部区間を整備し、現在に至っております。

都市計画変更の内容についてご説明いたします。

変更点は 3 点あります。

1 点目は、長期未着手道路の見直しに伴う一部区間の廃止です。

2 点目は、一部区間を廃止したことに伴い終点の位置が変更になったことによる名称の変更です。

3 点目は、平成 10 年の都市計画法施行令の改正により、車線数を定めることになりましたので、今回、新たに車線の数を決定するものです。

変更の 1 点目、長期未着手道路の見直しに伴う一部区間の廃止についてご説明いたします。

当該路線延長のうち、①と②については整備済で、③は未整備となっております。このうち②③について廃止を行うこととしております。

廃止区間の選定理由をご説明いたします。

先ほどご説明したように、②③の廃止区間のうち、②の整備済区間についても廃止することにつきましては、厳島港から厳島神社に至る観光客は、①の整備済区間の終点から、東側の②の整備済区間と③の未整備区間のルートと、西側の海岸通りに分散して通行しております。

したがって、歩行者ネットワークの観点から、厳島駅濱之町線の②③の区間と海岸通りを接続する役割を担っている①の整備済区間のみを都市計画道路と位置付けることとしました。

長期未着手都市計画道路の見直しについて、ご説明いたします。

長期未着手都市計画道路の見直しについては、平成 17 年に県が見直しの基本方針を作成し、全県で見直しを行いました。

見直し対象路線としては、戦災復興期や高度成長期に決定し、長期間事業未着手の路線となり、当該路線も見直し対象路線となっております。対象路線については、社会情勢の変化による道路の位置付けや必要性等について検討し、見直しを行います。

具体的には、右図のフローに従い行いました。本路線については、事業化の見通し、地域ニーズ、代替手法の有無について検討し、廃止を決定いたしました。

長期未着手都市計画道路の見直しの検討結果についてご説明いたします。

社会情勢の変化による道路の位置付けの変化については、本路線は、満州事変後の戦勝祈願による巖島神社への参拝者のための道路拡幅から、現在は観光客の通行確保のための道路拡幅へと変化しております。

事業化の見通しについては、昭和 16 年の都市計画決定後、約 80 年が経過し、未整備区間の商店街は、宮島まちづくり基本構想において、「歴史ある表参道として継承されるべきもの」として位置付けられ、「特別史跡及び特別名勝巖島保存管理計画」においては、「道路の更新については現在地にて行うもの」と定められていることから、拡幅整備を伴う事業化の可能性は低いと考えられます。

地域のニーズについては、観光客については、本路線と海岸通りの 2 路線に分散しており、観光シーズンにおいても、比較的円滑な通行が確保できております。また地元住民についても、都市計画変更の住民説明会において、要望等はありませんでした。このことから、拡幅整備のニーズは低いものと考えております。

代替手法の有無については歩行者交通に関する代替路線として、海岸通りがあります。歩行者は海岸通りに分散しているため、代替路線としての役割を果たしていると考えられます。

以上のことから、拡幅の必要性は低いと判断し、廃止とすることを決定いたしました。

当該道路における歩行者交通の円滑さの検討についてご説明いたします。

当該道路については、歩行者の円滑な交通確保を目的に、道路拡幅が計画されていたため、計画を廃止しても円滑な歩行者交通が確保されるかについて検討を行いました。

検討は、新型コロナ拡大前の観光シーズンである 2018 年 11 月 23 日の祝日に測定した歩行者通行量を基に巖島駅濱之町線の歩行者交通の円滑さを検討いたしました。

歩行者交通の円滑さの評価については、決まった規定がないため、「J・フルーインによるサービス水準」という指標により、歩行空間の質を評価しております。近年の適用事例として、東京オリンピックの輸送運営計画に使用されております。

下表のとおり、歩行者 1 人当たりが占める面積を算出し、その面積によって決まる A から F のサービス水準により、歩行者交通を評価いたします。

下表に示すとおり、サービス水準 A、B は快適な歩行ができる状態、C、D は歩行に制限がかかる状態、E、F は極度に制限がかかる状態といえます。

歩行者交通の円滑さの検討結果についてご説明いたします。

現状では、歩行者交通は厳島駅濱之町線と海岸通りに分散しているため、現況幅員、つまり未整備の厳島駅濱之町線と海岸通りの2路線で検討いたしました。

その結果、全ての時間帯において、サービス水準は最も快適なAを満たすことが分かりました。歩行者交通量は海岸通りにも分散し、両路線で見れば、円滑な通行を確保していることが分かりました。

このことに対し、厳島駅濱之町線を計画通り拡幅することで、サービス水準はより改善しますが、現状でAとなっているために、必要性は小さいと考えております。

終点の位置、及び名称の変更について説明いたします。

一部区間を廃止したことに伴い、終点の位置が幸町から濱之町に変更になったため、路線名称が、厳島幸町線から濱之町線に変更になりました。

「車線の数の決定」について、ご説明いたします。

こちらは、標準横断図となります。

1車線の道路となります。

また、今回、平成10年の都市計画法施行令の改正により、新たに車線の数を1車線として決定いたします。

本案件につきまして、令和4年7月26日から8月9日まで、2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

また、今回の変更案については、廿日市市から異存のない旨の回答をいただいております。

以上で、第6号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤原会長 それでは議案の審議をいたします。まず会場にいらっしゃる方々で、何かご質問あるいはご意見ございましたら挙手をお願いします。

それではオンラインで参加の皆様、何かご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。

特に本件につきましてご質問、ご意見等ございませんようですので、第6号議案につきまして原案どおりと決してよろしいでしょうか。第6号議案につきましては原案どおりといたします。

(7) 第7号議案 庄原都市計画道路の変更について

○藤原会長 続きまして、第7号議案について事務局から説明をお願いします。

○事務局(広島県) それでは、第7号議案の「庄原都市計画道路の変更」についてご説明いたします。本議案は庄原市にある庄原都市計画区域内の都市計画道路を変更するものでございます。前方のスライドでご説明いたします。なお、お手元の配布資料では、資料3-1となります。説明時間は、約15分を予定しています。

庄原市は備北圏域に位置しており、市内に3つの非線引き都市計画区域を有しております。今回の都市計画道路の変更は、赤枠で囲っている庄原都市計画区域内の都市計画道路でございます。

庄原都市計画区域では、白黒の線で示しているJR芸備線と緑線で示している中国

自動車道が主要な交通となります。また、青線で示しています、国道 432 号が南北方向、国道 183 号が東西方向の重要な道路ネットワークとなります。今回の変更は赤線で示している 3・5・6 号上野公園線と 3・6・4 号高小路線の変更となります。上野公園線は、庄原市東本町三丁目から庄原市東本町一丁目までの延長約 970 メートルの道路、高小路線は、庄原市西本町二丁目から庄原市東本町三丁目までの延長約 1,430 メートルの道路でございます。

こちらは、上野公園線の都市計画決定の経緯でございます。上野公園線は、昭和 33 年に上野公園へのアクセス道路として都市計画決定されました。その後、3 回の都市計画変更を行い現在に至っております。

こちらは、高小路線の都市計画決定の経緯でございます。高小路線は昭和 29 年に中心市街地内の発生集中交通を処理する道路として都市計画決定されました。その後、8 回の都市計画変更を行い現在に至っております。

都市計画変更の内容についてご説明いたします。今回の変更は、大きく分けて 2 つあります。

1 つ目は、青線で囲っている上野公園線と高小路線の交差点の形状変更に伴う区域の変更です。

2 つ目の変更は、緑線で囲っている上野公園線の道路法線の見直しに伴う区域の変更です。これにより、上野公園線は延長約 3,600 メートル、高小路線は延長約 1,300 メートルの変更となります。それぞれの変更内容について、次のスライドからご説明いたします。

1 つ目の都市計画変更の内容についてご説明いたします。こちらのスライドは、上野公園線と高小路線の交差点の拡大図でございます。この交差点は、北側の市道や東新町宮の下線といった他の路線とも接続する交差点となっており、5 つの道路が接続する複雑な交差点形状が課題となっております。また、現在は信号機が設置されている交差点ですが、交差点改良時には信号設置基準を満たさないため、無信号制御となるなど様々な課題がございます。そのような中、平成 25 年 6 月に改正された道路交通法において、新しい交差点形状であるラウンドアバウトが規定されました。

ラウンドアバウトはその構造から、信号機の設置が必要なく、5 つの道路が接続する複雑な交差点においても、安全性の高い交通を実現することが可能となります。このことから、本路線でもラウンドアバウトを導入することとしたため区域の変更を行うものでございます。

ラウンドアバウトについてご説明いたします。ラウンドアバウトとは、概要図や写真に示しているように、円形の特徴的な交差点形状となります。ラウンドアバウトの構造についてスライドの概要図で、ご説明いたします。ラウンドアバウトの中心には、車両が通行できない中央島が配置されております。

そのため車両は中央島を中心として、周囲を時計回りに通行します。このとき、車両が通行する円形道路を環道といいます。

ラウンドアバウトの特徴としては、環道内の通行が優先されていることから環道に入る際には、徐行又は一時停止の必要があります。

また、ラウンドアバウトの構造上、交差点への進入時及び退出時において、右折

の必要がなく左折のみとなります。

これらの構造により、ラウンドアバウトを導入することで、車両の接触する可能性が少なくなることから、安全性の高い交通を実現することが可能となります。

ラウンドアバウトの導入に伴う区域の変更箇所についてご説明いたします。円形の交差点形状への変更により交差点が南側に拡大するため赤ハッチで示している区域を追加します。また、同様の変更に伴い黄色ハッチで示している区域を削除します。

続いて、変更内容の2つ目である道路法線の見直しに伴う区域の変更についてご説明いたします。ラウンドアバウトを導入するにあたっては、5つの道路の交差点への流入角度や安全性の観点から交差点の中心位置を決定します。これにより、交差点の中心位置が南側へ移動したことから上野公園線の道路法線も南側へ変更となります。この変更により、赤ハッチで示している南側の区域を追加するとともに、黄色ハッチで示している区域を削除します。これら2つが今回の都市計画の変更内容でございます。

こちらは、上野公園線と高小路線の標準横断面図でございます。今回の変更では、上野公園線と高小路線ともに一般部の幅員構成について変更はございません。交差点部については、上野公園線と高小路線ともにラウンドアバウトの導入に伴い変更となります。中央島、環道、エプロン、路肩、歩道を有した断面構成で全幅が39.4メートルとなります。

本案件について、令和4年9月27日から10月11日まで2週間の縦覧に供しましたところ、7通7名の方から意見書の申出がございました。この意見について、事務局の考え方を整理しております。また、今回の変更案については、庄原市から異存のない旨の回答をいただいております。それでは、提出された意見書の要旨と、意見書に対する県の考え方についてご説明いたします。

お手元の「資料3-2」をご覧ください。意見書には複数の意見が含まれていたため、整理・分類した上で、左側に意見書の要旨、右側に事務局の考え方を記載しております。1の「計画に関する意見」について、ご説明いたします。「計画全般に関する意見」として1点目の「信号機のない交差点となるが、歩行者の安全確保についてどのように考えているのか。」とのご意見につきまして、事務局の考え方として、ラウンドアバウトの交差点形状は、横断歩道を分割する分離島と呼ばれる歩行者待避所を設置することから、歩行者は2段階での横断となるため、1回当たりの横断距離が短くなります。また、2段階での横断では、歩行者の方向確認が1方向のみとなるため、横断時の視認性が高くなります。加えて、ラウンドアバウトの構造上、車両の交差点流入時・流出時の速度は減速するため、重大事故の可能性が低い交差点となります。このことから、信号機の設置がない交差点となりますが、歩行者の安全性は確保されていると考えております。

2点目の「人口が減少している庄原市において、なぜ何年も前に決定された都市計画道路の整備を行うのか。」3点目の「現状も十分な幅員が確保できている中で、これ以上拡幅する理由を教えてください。」4点目の「広島県庄原庁舎付近の歩道については、不完全ではあるが既設歩道があるので修繕のみで十分である。」とのご意見に

つきましては、事務局の考え方をまとめて回答させていただきます。

道路の設計基準である「道路構造令の解説と運用」に基づくと、現状の道路では必要な車道幅員が確保できていないことや5枝の変形変則交差点であること、歩道が設置されておらず、歩行者は蓋掛けされた水路上を通行していることなど、車両と歩行者の双方の安全性が確保できていない道路となっております。このことから、安全性・利便性が高い交通を実現するために本計画の整備が必要と考えております。

5点目の「交差点の中心位置は、計画区域が最小限となる位置にするべきである。」とのご意見につきましては、道路の設計基準である「道路構造令の解説と運用」に基づき、交差点への流入・流出時の角度など、安全性・利便性を確保する観点から、交差点の中心位置を決定して必要な区域のみ変更しております。

次に「住民への説明に関する意見」として「当初決定案からの変更案が提示されたが説明が十分でない。」とのご意見につきまして、事務局の考え方として、本計画については、令和4年7月に関係者への説明会を開催し、計画の必要性や内容について、理解と協力が得られるよう努めてきたところです。内容についてご理解いただけるよう、今後とも、地元住民をはじめとする関係者に対して誠意をもって十分な説明や協議を行ってまいります。

次に「補償及び生活再建に関する意見」として「計画の変更により建物移転の必要があるが、現地の場所から変わりたくない。どうしても移転が必要であれば、代替地を検討していただきたい。」とのご意見につきまして、事務局の考え方として、移転等が生じることとなった方々については、関係者の意向を十分に聞きながら、代替地の確保や生活再建の問題等について、誠意を持って対応していくこととしております。具体的な補償や代替地の問題については、関係機関とも連携を図りながら、事業実施の段階で関係者に対し、事業説明会等により、十分な説明や協議を行い、理解と協力を得ていくことを確認しております。

次に2の「その他に関する意見」についてご説明いたします。1点目の「庄原駅から上野公園までの間で老朽化した舗装や側溝を今回の計画と合わせて整備していただきたい。」とのご意見につきまして、事務局の考え方として、老朽化した舗装や側溝など公共施設については、優先度に応じて整備しております。要望箇所についても、現地を確認するとともに、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、整備を検討することを確認しております。2点目の「上野公園線の沿道には桜が植えられており、上野公園と一体的に桜の名所として親しまれているので、工事後も桜を植えて市民の潤いの場所としていただきたい。」とのご意見につきまして、事務局の考え方として、上野公園線の沿道の桜の植え替えについては、関係機関と調整を行うことを確認しております。意見書の説明は以上となります。

以上で、第7号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○**藤原会長** それでは議案の審議をいたします。

まずこの会場で、何かご質問、ご意見等がありましたら挙手をお願いします。

○**梶川委員** ラウンドアバウトですけれども、県内でほかにどこかありますか。

○**三原代理委員** 担当しているので、お答えします。安佐北区可部町で、元安佐

市民病院の跡地から、若干、進んだところが、ラウンドアバウトになっておりまして、庄原市が2例目になると承知しております。

○事務局(広島県) ありがとうございます。広島市安佐北区可部の可部大毛寺線と高陽可部線の交点に設置されておりまして、令和2年12月に供用開始されており広島県内には、その1カ所のみです。

○梶川委員 鳥取市に行ったときに、鳥取市内でそういうところがありました。とてもいいなと思っていたので、非常に感動しております。

○藤原会長 それではオンラインで参加の方々、ご質問、ご意見等いかがでしょうか。

○杉原委員 安全面のことですが、分離島とか、いろいろ整備されて渡りやすくなっているということですが、高齢化で車椅子など利用される人が多くなっていると思いますが、車椅子の方が通行する際に、余り支障がないような構造になっていますか。

○事務局(広島県) 車椅子の方は支障なく通行することができ、横断歩道につきましても段差等はありません。なので、車椅子の方々についても安全に通行できると考えております。

○杉原委員 分離島なども十分な広さがあって、スロープになっているところに車とかが引っ掛かって、自然に落ちていくとかというようなことはない、安全が確保されるスペースがあるということでしょうか。

○事務局(広島県) 車椅子の利用等を考慮して、実際に幅も2メートルは確保しておりますので、安全に通行できると考えています。

○杉原委員 ありがとうございます。

○太田委員 スライド資料の7ページですが、確かに5枝の複雑な交差点で、初めて行った人は南区東雲町みたいな感じで、とても怖いと思いますが、ただ住んでおられる方は、もう慣れていると思います。スライド資料の現状課題の「信号設置基準を満たさない」ということで、現状は、信号は付いていないのでしょうか。さっき信号機のない横断歩道になってしまうという意見があったと思いますが、現状について教えてください。

○事務局(広島県) 現状は、信号機は設置されております。しかしながら道路改良していく際、現在の信号設置基準に当てはめる必要がございます。これにより交通量が基準より少ないことから信号機の設置ができないという結果になっております。それらを踏まえて検討した結果、ラウンドアバウトが適切だという結論に至っております。

○太田委員 平成25年に法令により義務付けられたと聞いていたんですけれども、環状交差点(ラウンドアバウト)が法令により位置付けられたという意味は、例えば、こういう交通量が少なく、それで5つも枝分かれしているような難しい交差点には、この環状交差点を置くことが望ましいみたいな、努力目標な感じで位置付けられたのでしょうか。

○事務局(広島県) この道路交通法に、これまではラウンドアバウトというものの位置付けがなかったものが、位置付けができて設置することができるようになった

ということで、必ずラウンドアバウトにしなければというわけではありません。今回の交差点、こうした複雑な形状になっておりまして、これを通常処理しようとした場合に、5 差路ではなくて 4 差路の交差点等に改良する必要がありますが、そうした検討をするよりもラウンドアバウトのほうが支障となる家屋数や交通の機能上も優れているという結果になったことから、ラウンドアバウトに変えたいという提案をさせてもらっております。

○**太田委員** ありがとうございます。意見のスライドで 1 の (3) の補償及び生活再建に関する意見ということで、「計画の変更により建物移転の必要があるが」というご意見がありましたが、具体的には例えば住居に掛かっていて、何軒ぐらいの方が立ち退きになり、どのくらいの方が影響を受けられるのでしょうか。

○**事務局(広島県)** アパートが 3 棟程度、家屋が 1 軒ございます。これらが補償する対象になってまいります。

○**太田委員** 今後、時間をかけてというかたちでしょうか。その土地が密集地ではないから、移転の場所自体は確保しやすいかとは思いますが。

○**事務局(広島県)** 公共事業の場合、損失補償基準のようなものも定められておりまして、基準に基づいて、その家屋を補償する金額算定等を行ってまいります。地元の方とも、いろいろな協議、説明をしていく中でどの場所に移転されていくかということも含めて、今後、協議していきたいと考えております。

○**太田委員** もちろん適正に、いろいろな諸事情を考えて、案を作成し準備されていることと思いますけれども、先ほどの宮島のことや、市街化区域から市街化調整区域への変更など、これからそういう案件が増えてくると思います。今回は、ラウンドアバウトを造るときの前例になるということで、しっかりとご検討いただければと思います。

○**藤原会長** ありがとうございます。ほかにご質問、ご意見いかがでしょうか。

特に、それ以外にご意見等はないようですので、それでは、第 7 号議案につきまして、原案どおり決するということよろしいでしょうか。ご異議ございませんので、第 7 号議案につきましては原案どおりといたします。ありがとうございました。

(8) 第 8 号議案 産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物への用途変更および増築について

○**藤原会長** 続きまして、第 8 号議案に移ります。この議案につきましては、都市計画上の都市施設の決定ではなく、建築基準法第 51 条ただし書による敷地位置の決定となり、広島県土木建築局建築課が諮問する議案となります。それではご説明お願いいたします。

○**事務局(広島県)** 建築課長の河野（コウノ）でございます。

第 8 号議案、産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物への用途変更及び増築について、ご説明いたします。本案は、現在操業している一般廃棄物処理施設が、新たに産業廃棄物の処理を行うことから用途変更該当し、併せて施設を増築することから建築基準法第 51 条ただし書きの規定により、敷地の位置が都市計画上、支障がないかを、ご審議いただくものです。説明時間は 15 分程度を予定しています。それ

では、スクリーンをご覧ください。

初めに、都市計画審議会に諮問させていただくことの原因を説明します。

建築基準法第51条の規定で、「都市計画区域内においては、ごみ焼却場やその他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、「都市計画により位置の決定がされたもの」、若しくは、「同条ただし書きの規定による許可を受けたもの」でなければ、新築・増築することができないと規定されています。なお、「特定行政庁が認めて許可した場合」とありますが、この度の申請における特定行政庁は広島県となります。

また、同法施行令130条の2の3の規定で、工業専用地域内における同法第51条ただし書きの許可を要しない規模を定めていますが、申請計画はこの規模を超える施設であるため、都市計画において位置の決定がされるか、同法51条ただし書きの許可を受けなければ新築・増築することができないこととなります。なお、この規定は用途変更の場合も準用されることとなっております。本施設は民間施設でございますので、施設の永続性を考慮し、都市計画決定は行わず施設の敷地の位置の適否について本審議会に諮問させていただくものでございます。

それでは、申請内容について御説明します。申請者は、大竹市東栄二丁目1-18、日本製紙株式会社大竹工場工場長、藤田宏です。申請者は、印刷用紙等、多種多様な紙の生産を行っております。また、平成29年10月より、自社廃棄物を成形して、ボイラー燃料とする固形燃料化設備が運転を開始しております。平成31年1月には建築基準法第51条ただし書き許可を受け、大竹市のごみ処理場の代替処理設備として、年間600トンの一般廃プラスチックごみの委託処理を開始し現在も稼働しています。当該設備について、新たに産業廃棄物を受け入れる計画であることから、用途変更を行い、許可を要するものです。

申請地は、大竹市東栄二丁目1-18の一部です。

申請概要です。

申請地は、都市計画区域の市街化区域にあり、用途地域は工業専用地域内にあります。敷地面積は、6,764.75平方メートルです。今回新築する建築物は2棟で、建築面積及び延床面積は、増築する2棟の合計が466.00平方メートル、既存建築物2棟を含めると合計1,443.27平方メートルでございます。構造は鉄骨造及び鉄骨造一部膜構造、用途は破碎設備建屋及び廃棄物置場です。

施設の概要です。用途は、産業廃棄物処理施設、施設の種類は、破碎施設で中間処理施設になります。処理能力及び処理品目は、新設する一次破碎機は廃プラスチック類の破碎が、1日当たり49.0トン、木くずの破碎が、1日当たり58.9トン、紙くずの破碎が、1日当たり59トン、既設の二次破碎機は廃プラスチック類破碎が、1日当たり103.2トン、木くずの破碎が、1日当たり60.0トン、紙くずの破碎が、1日当たり60.8トン、汚泥の破碎が、1日当たり103.2トンです。これらのうち、赤色で示したものが今回の許可に係るものです。なお、木くずは自社で発生するため許可不要の処理品目、紙くず及び汚泥の破碎は許可不要の処理品目です。また、汚泥の脱水施設として、1日当たり187.2立米の処理能力があります。その他、産廃置場として、365.81平方メートルの構築物を計画しております。このうち、建築物に該当する部分は174平方メートルとなります。作業時間については、24時間稼働とな

る見込みです。

申請地はJR大竹駅の東、1.45キロメートルの工業専用地域内に位置しています。スライド右に赤で示した部分が申請敷地です。

こちらは、配置図です。申請地は北東側の市道大竹港線に接しています。出入口は、図面に示すとおり、1か所になります。完成後の敷地内には青色でお示しした既存2棟、赤色でお示しした新設2棟の計4棟の建築物が存することとなります。この度は、赤色でお示ししている一次破砕機建屋と廃棄物置場を新たに建築いたします。

続いて、平面図です。許可に係る施設のみ着色してご説明します。新設する一次破砕機を赤丸で、既設の二次破砕機と脱水機を青丸で示しております。産業廃棄物に係る建築物は赤色の3棟と、緑色で示しておりますが、屋根がなく壁のみを有する産廃置場が2箇所、屋外に設置された固形燃料化設備が申請に係る施設となります。

続いて工場の作業工程のうち、産業廃棄物の処理工程についてご説明させていただきます。

まず、産業廃棄物は赤で示しました産廃置場に保管されます。配置図にございますとおり、産廃置場は新設・既設の2か所の計画です。これは、破砕容易品と難破砕品で工程が異なるためです。破砕容易品は既設の置場に、難破砕品は新設する置場で保管されます。続いて青色で着色された一次破砕工程ですが、難破砕品のみ粗破砕されます。破砕が容易な品目と粗破砕された品目は、緑色で着色した二次破砕工程に送られます。二次破砕された後は、鉄くずを取り除かれた後に、脱水機で脱水され、成型機に送られます。スライドではグレーで着色した工程です。成型された後は黄色で示した倉庫で保管されます。

続いて、審査の内容についてご説明いたします。本件の審査に関しましては、都市計画区域内における施設の位置、道路幅員等の交通環境、施設計画と環境保全対策、その他「地域の理解」及び関係法令である「廃棄物処理法」による許可の見込みといった項目を設定し、審査を行いました。

まず初めに施設の位置についてです。申請地及び周辺は工業専用地域となっており、住宅、学校、病院等のいわゆる住居系用途の建築が制限された地域となっております。このため、申請地周辺には、住居系の建築物の立地がありません。主要な公共施設や、住居系用途地域までの距離は、都市公園である、さかえ公園まで約1,050メートル、さかえ保育所まで1,000メートル、東栄第3公園まで650メートル、黄色でお示ししている、住居系の用途地域「第一種住居地域」がございすけれど、ここまでは約650メートルとなっており、審査基準である主要な公共施設や、住居からの距離が「100メートル以上であること」を満たしております。

続いて、審査項目②敷地周辺の道路と進入・搬出経路についてです。計画敷地周辺の道路ですが、敷地北東側の大竹港線は、幅員17.5メートルあり、審査基準の「9メートル以上であること」を満たしております。運搬経路についてですが、国道2号、及び市道を利用して行われます。主な運搬ルートとしては、赤い矢印の「広島方面からを想定した北側ルート」及び青い矢印の「山口方面を想定した南側ルート」の2ルートになります。主要幹線道路を使用しており、交通の安全上支障はないと考えております。

審査項目③、施設計画についてご説明します。こちらは、配置図です。審査基準である、「機能に応じた駐車場の確保」ですが、搬入待ちの車両が道路に滞留することがないように、新設する産廃置場北側に赤色でお示ししている車両が駐車できるスペースを設ける計画となっております。

環境保全対策につきましては、生活環境影響調査を今年4月に実施し、騒音及び振動について、それぞれ規定の規制基準を満足できることが確認されています。なお、環境部局と申請者で協議を行い、工場全体の敷地境界で調査を実施することで、周辺住居等への影響を正確に反映できるため、調査・予測箇所は日本製紙大竹工場の人家側敷地境界としました。まず、施設の稼働に伴い発生する騒音については、住宅側の敷地境界である赤丸部分において、最大 57 デシベルと予測され、規制基準の最小値である 60 デシベルを下回る計画となっております。次に、施設の稼働に伴い発生する振動についても、同箇所において最大 39 デシベルと予測され、規制基準の最小値である 60 デシベルを下回る計画となっております。粉じんの周辺対策については、設備稼働中の粉じん濃度が基準値として設定した不快感の指数以下であることを確認しております。悪臭と水質についてですが、まず、本事業では悪臭を発生する廃棄物は取り扱いません。また、新たに受け入れを行う産業廃棄物からの排水はなく、現状も申請者が毎月測定している放流量・放流水質ともに規制値を下回っております。以上から、周辺地域の生活環境への影響は極めて小さいと考えております。

次に、運搬車両による周辺交通への影響についてです。「全国道路・街路交通情勢調査」によると、大竹地区へ流出入する交通量は、赤字で示しているとおり平日 12 時間で 16,000 台程度です。産業廃棄物の受入により増加する交通量は、1 日最大 12 台程度です。増加率は、大竹地区へ流出入する車両台数の約 0.1 パーセントであり、周辺地域の生活環境への影響は極めて小さいと考えております。

最後に審査項目④の説明となります。地域の理解については、今年3月に申請者が付近住民の自治会役員の方々に固形燃料化設備等の現場見学を実施しており、この度の計画について説明を行っております。その後、役員から住民に対し周知を図り了承を得ています。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可については、西部厚生環境事務所環境課に申請済みで、許可の見込みがあることを確認しています。

以上、4つの審査項目について、広島県において定めた基準により審査・評価した結果、敷地の位置は都市計画上支障がないと判断いたしました。

以上で、第8号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○**藤原会長** ありがとうございます。それでは、議案の審議をいたします。

まずこの会場で、何かご質問、ご意見等ありましたら挙手をお願いします。

○**中原委員** 設置のことについて直接関わる質問じゃないんですが、この廃棄物の処理に関して、あくまで中間処理の施設だということでしたが、固形燃料という話があり、この廃プラくず、紙くず、汚泥の中間処理をここでされて、最終処分はどうかたちになりますか。

○**事務局(広島県)** 最終的には固形燃料に成型いたしますけれども、大部分、日本製紙工場内及び岩国工場、こちらのボイラー燃料として使用するということとなります。最終的には、そちらで利用される計画になります。

○**中原委員** ということは、この中間処理施設で最終的には固形燃料を生産するというか、作るところまでやるということですね。

○**事務局(広島県)** そのとおりでございます。

○**中原委員** 分かりました。

○**藤原会長** ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○**西名委員** 環境保全対策のところ、騒音と振動の予測を行った結果、予測値が54デシベルから57デシベルとか、37デシベルから39デシベルになったというお話ですけど、この予測は、どういうやり方でやられるんですかね。

○**事務局(広島県)** 基本的にはシミュレーションというかたちにはなりますけれども、機械で発生する振動音と距離から、騒音のレベルや振動のレベルを予測していくということになります。

○**西名委員** そのシミュレーションはソフトウェアでやるんですか。発生源の騒音・振動のエネルギーから、この予測地点における騒音・振動のレベルを計算する考え方でよろしいですかね。

○**事務局(広島県)** 少し検討フローを補足いたしますと、まず破碎機の位置より騒音レベルの設定を行う、そして2番目に騒音測定地点を設定すると、要は机上ですけども、計算により求める騒音レベルと距離による減衰結果を予測します。その上で、敷地境界地点で現在の当該地点での騒音レベルと、新設破碎機の騒音レベルを合成させる。直近人家では新設破碎機単体の予測結果が基準値と比べてどうか、敷地境界では既設の設備を含めた騒音レベルの基準値と比べてどうかといったことを、検討するというかたちになります。

○**西名委員** 要するに、この設備が稼働する前の騒音がどの程度かというようなことを、測定をあらかじめされておられて、それに加えるということですね。

○**事務局(広島県)** そのとおりでございます。

○**西名委員** 分かりました。ありがとうございます。

○**藤原会長** それでは、オンラインで参加の皆様方、ご質問、ご意見いただきます。

○**太田委員** 大竹駅からこんなに近いことを、私は初めて知りましたが、日本製紙さんですからしっかりとやられていることと思います。議案集別冊資料の6ページの建築課の意見等というのがありまして、先ほどご質問が出たように、環境アセスメントの結果、各調査項目において環境基準値は満たしている、それで造られるわけですけども、実際に稼働し始めた後に、いろいろな新しい要素とかが入ってくるかもしれないので、環境負荷をできるだけ避けるという新しい動きの中で、稼働し始めた後の環境アセスメントの継続的な履行であるとか実施であるとか、例えば地域住民の方との、大丈夫ですねというような確認の会合とかが、広島県内や日本国内とかで行われているのでしょうか。今後の動向として伺っておきたいところです。

○**事務局(広島県)** 大竹の日本製紙株式会社さんは、地元の方とは、かなり緊密な連絡を取っておられるのが実状です。定期的に会合の場を持ちまして話をされているということで、そこら辺は大竹市さんで責任を持って地元の方とは説明もされるでしょうし、必要なコミュニケーションは取られているものだと考えております。

○**太田委員** やはりそこが一番大事だろうと思います。ありがとうございました。

○**藤原会長** ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

ないようですので、第8号議案につきましては、その敷地の位置について、都市計画上、支障ないものと認めてよろしいでしょうか。ご異議ございませんので、第8号議案につきましては都市計画上、支障ないものと認めます。

3 閉 会

○**藤原会長** 以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。ありがとうございました。オンラインで参加の皆様も、どうもありがとうございました。事務局に戻します。

○**司会** 藤原会長、ありがとうございました。

委員の皆様には長時間にわたり、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

次回審議会は令和5年2月を予定しております。調整次第ご案内いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上をもちまして、第250回広島県都市計画審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

閉会 15:50

第250回 広島県都市計画審議会 委員名簿

R4. 11. 7現在

2条1項1号委員 (学識経験のある者)

出席	氏名	役職名	摘要	
○	すぎ 杉 原 数 美	広島国際大学教授 (オンライン出席)	(R4. 10. 7任命)	
	たか 高 場 敏 雄	広島商工会議所副会頭		
	わた 渡 邊 一 成	福山市立大学教授		
○	ふじ 藤 原 章 正	広島大学教授		会長
○	にし 西 名 大 作	広島大学教授		会長代理
○	おお 太 田 育 子	広島市立大学教授 (オンライン出席)		
○	むら 村 田 和 賀 代	県立広島大学准教授		
	か 水 主 川 緑	特定非営利活動法人府中ノアンテナ代表理事		

2条1項2号委員 (関係行政機関の職員)

	氏名	役職名	摘要
○	もり 森 戸 義 貴	中国地方整備局長 (オンライン出席・代理出席)	(R4. 8. 3任命)
○	やま 山 本 徹 弥	中国四国農政局長 (オンライン出席・代理出席)	
○	ます 益 田 浩	中国運輸局長 (オンライン出席・代理出席)	(R4. 7. 26任命)
○	もり 森 元 良 幸	広島県警察本部長 (代理出席)	(R4. 9. 28任命)

2条1項3号委員 (市町長を代表する者)

	氏名	役職名	摘要
	いま 今 榮 敏 彦	竹原市長	
	よし 吉 田 隆 行	坂町長	

2条1項4号委員 (県議会の議員)

	氏名	役職名	摘要
○	う 宇 田 伸	県議会議員	(R4. 6. 13任命)
○	き 城 戸 常 太	〃	
○	とみ 富 永 健 三	〃	
○	まつ 松 岡 宏 道	〃	
○	なか 中 原 好 治	〃	
○	た 田 川 寿 一	〃	
○	みや 宮 崎 康 則	〃	

2条1項5号委員 (市町の議会の議長を代表する者)

	氏名	役職名	摘要
○	さ 佐 々 木 壽 吉	広島市議会議長	(R4. 10. 27任命)
	か 梶 川 三 樹 夫	府中町議会議長	